

【現行】

平成21年3月31日工検第699号
最終改正 令和5年6月16日工検第73号

大分県土木設計等委託業務検査要領

(目的)

第1条 この要領は、大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号。以下「契約事務規則」という。）に基づき、農林水産部及び土木建築部が発注する建設工事（森林整備工事を含む）に係る測量、調査、設計等の委託業務（以下「委託業務」という。）の検査について必要な事項を定め適正な検査業務を確保するとともに、委託業務の成果物の品質向上を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）「検査員」とは、発注者（契約事務規則第15条第1項の規定による検査の依頼をする場合に依頼をする場合においては、工事検査室長。）（以下、「発注者等」という。）から検査を命ぜられた者をいう。
- （2）「発注者」とは、契約事務規則第2条1号に規定された契約担当者をいう。
- （3）「受注者」とは、契約事務規則第2条2号に規定された契約者をいう。
- （4）「調査職員」とは、大分県土木設計業務等委託契約約款（平成23年大分県告示第317号。以下「土木約款」という。）第9条第1項又は大分県建築設計業務等委託契約約款（平成23年大分県告示第573号。以下「建築約款」という。）第14条第1項に規定する者をいう。
- （5）「管理技術者」とは、土木約款第10条第1項又は建築約款第15条第1項に規定する者をいう。
- （6）「照査技術者」とは、土木約款第11条第1項又は建築約款第16条第1項に規定する者をいう。

(検査の種類)

第3条 検査の種類は、完了検査及び指定部分に係る完了検査、契約解除に伴う既履行部分に係る検査とする。

- 2 完了検査は、土木約款第31条第2項又は建築約款第36条第2項に規定する委託業務の完了を確認するための検査をいう。
- 3 指定部分に係る完了検査は、土木約款第37条第1項又は建築約款第42条第1項に

【改定】

平成21年3月31日工検第699号
最終改正 令和8年2月2日工検第683号

大分県土木設計等委託業務検査要領

(目的)

第1条 この要領は、大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号。以下「契約事務規則」という。）に基づき、農林水産部及び土木建築部が発注する建設工事（森林整備工事を含む）に係る測量、調査、設計等の委託業務（以下「委託業務」という。）の検査について必要な事項を定め適正な検査業務を確保するとともに、委託業務の成果物の品質向上を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）「検査員」とは、発注者（契約事務規則第15条第1項の規定による検査の依頼をする場合においては、工事検査室長。）（以下、「発注者等」という。）から検査を命ぜられた者をいう。
- （2）「発注者」とは、契約事務規則第2条1号に規定された契約担当者をいう。
- （3）「受注者」とは、契約事務規則第2条2号に規定された契約者をいう。
- （4）「調査職員」とは、大分県土木設計業務等委託契約約款（平成23年大分県告示第317号。以下「土木約款」という。）第9条第1項又は大分県建築設計業務等委託契約約款（平成23年大分県告示第573号。以下「建築約款」という。）第14条第1項に規定する者をいう。
- （5）「管理技術者」とは、土木約款第10条第1項又は建築約款第15条第1項に規定する者をいう。
- （6）「照査技術者」とは、土木約款第11条第1項又は建築約款第16条第1項に規定する者をいう。

(検査の種類)

第3条 検査の種類は、完了検査及び指定部分に係る完了検査、契約解除に伴う既履行部分に係る検査とする。

- 2 完了検査は、土木約款第31条第2項又は建築約款第36条第2項に規定する委託業務の完了を確認するための検査をいう。
- 3 指定部分に係る完了検査は、土木約款第37条第1項又は建築約款第42条第1項に

【現行】

規定する業務の完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分及び土木約款第 3 7 条第 2 項又は建築約款第 4 2 条第 2 項に規定する受注者の承諾を得て引渡しを受ける部分（以下「指定部分」という。）の完了を確認するための検査をいう。

- 4 契約解除に伴う既履行部に係る検査は、土木約款第 4 9 条第 2 項又は建築約款第 5 4 条第 2 項に規定する業務の完了前に解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分（土木約款第 3 7 条の規定又は建築約款第 4 2 条の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡部分を除く。）の引渡しを受ける必要がある場合、その既履行部分を確認するための検査をいう。

（検査員の任命又は依頼）

第 4 条 発注者は、受注者から委託業務完了通知書又は指定部分に係る委託業務完了通知書を受理したとき、検査員を任命又は検査要求書（様式第 1 号）により工事検査室長に検査を依頼するものとする。

- 2 工事検査室長等は、原則として主幹以上又は副主幹（総括）の者から検査員を任命するものとする。

但し、最終設計委託業務額 5 0 0 万円（建築約款による契約の場合は 1 0 0 万円）未満の委託業務の場合にあっては、副主幹を任命することができる。

- 3 前項によりがたい場合は、検査を適正に執行できると認められる者を当該業務の検査員に任命することができる。
- 4 2 人以上の検査員により検査を行う必要があると認められる場合は、それぞれの検査員の検査の対象を委託業務の種別等により定めるとともに、総括する検査員を定めなければならない。
- 5 当該委託業務の調査職員を検査員に任命することはできない。
- 6 工事検査室長は、発注者から第 1 項の規定による依頼があった場合、命令書（第 2 号様式）により検査員を任命するものとする。

（工事検査室長が発注者より依頼を受け行う検査）

第 5 条 工事検査室長は、発注者からの依頼を受け、以下に定める委託業務について第 3 条の検査を行うものとする。

- （1）一件の最終設計委託業務額が 2 千万円以上の委託業務
- （2）前号に掲げるもののほか発注者から検査を依頼された委託業務

（発注機関の長が行う検査）

第 6 条 発注者は、一件の最終設計委託業務額が 2 千万円未満の委託業務について第 3 条の検査を行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、新工法、特殊工法、その他当該発注機関において行うことができないと判断される委託業務の検査は、工事検査室長に依頼することができる。

【改定】

規定する業務の完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分及び土木約款第 3 7 条第 2 項又は建築約款第 4 2 条第 2 項に規定する受注者の承諾を得て引渡しを受ける部分（以下「指定部分」という。）の完了を確認するための検査をいう。

- 4 契約解除に伴う既履行部に係る検査は、土木約款第 4 9 条第 2 項又は建築約款第 5 4 条第 2 項に規定する業務の完了前に解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分（土木約款第 3 7 条の規定又は建築約款第 4 2 条の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡部分を除く。）の引渡しを受ける必要がある場合、その既履行部分を確認するための検査をいう。

（検査員の任命又は依頼）

第 4 条 発注者は、受注者から委託業務完了通知書又は指定部分に係る委託業務完了通知書を受理したとき、検査員を任命又は検査要求書（様式第 1 号）により工事検査室長に検査を依頼するものとする。

- 2 工事検査室長等は、原則として主幹以上又は副主幹（総括）の者から検査員を任命するものとする。

但し、最終設計委託業務額 5 0 0 万円（建築約款による契約の場合は 1 0 0 万円）未満の委託業務の場合にあっては、副主幹を任命することができる。

- 3 前項によりがたい場合は、検査を適正に執行できると認められる者を当該業務の検査員に任命することができる。
- 4 2 人以上の検査員により検査を行う必要があると認められる場合は、それぞれの検査員の検査の対象を委託業務の種別等により定めるとともに、総括する検査員を定めなければならない。
- 5 当該委託業務の調査職員を検査員に任命することはできない。
- 6 工事検査室長は、発注者から第 1 項の規定による依頼があった場合、命令書（第 2 号様式）により検査員を任命するものとする。

（工事検査室の行う検査）

第 5 条 工事検査室長は、発注者から第 4 条第 1 項の規程による依頼を受け、以下に定める委託業務について第 3 条の検査を行うものとする。

- （1）一件の最終設計委託業務額が 2 千万円以上の委託業務
- （2）前号に掲げるもののほか発注者から検査を依頼された委託業務

（発注機関の長が行う検査）

第 6 条 発注者は、一件の最終設計委託業務額が 2 千万円未満の委託業務について第 3 条の検査を行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、新工法、特殊工法、その他当該発注機関において行うことができないと判断される委託業務の検査は、工事検査室長に依頼することができる。

【現行】

(検査の立会い)

第7条 検査を実施するときは、受注者（法人の場合にあっては、その代表者。以下同じ。）又は管理技術者のほか、照査技術者を選定している場合は原則として照査技術者を、立ち合わせるものとする。

(検査の方法)

第8条 検査員は、委託業務の成果を対象とし、委託業務の契約書及び設計図書（別冊の図面、仕様書、数量総括表、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に基づき成果物が適正なものとなっているかを、厳正かつ公平に検査を行わなければならない。

(検査結果の処理)

第9条 検査結果の処理は、次のように行うものとする。

(1) 発注者が検査員を任命した場合

検査員は、検査調書（様式第5号）（契約事務規則第16条の規定による（第3号様式（その4）（第16条関係）に準じる様式）を発注者に交付するものとする。

(2) 工事検査室長が検査員を任命した場合

前項の規定による検査調書等の交付について、工事検査室長を経由して行うものとする。

(修補完了の検査)

第10条 土木約款第31条第5項又は建築約款第36条第5項に規定する修補の終了に係る検査については、第7条から前条までの規定を準用する。

(検査の復命)

第11条 検査員は、第9条の規定により検査調書を交付したとき又は前条の規定において準用する第9条第1項の規定により検査調書を交付したときは、速やかに検査を命じた発注者等へ次のとおり復命するものとする。

(1) 発注者への復命は、検査調書の交付により行う

(2) 工事検査室長への復命は、委託業務検査復命書（第3号様式）により行う

(部外との協定に基づく検査)

第12条 部外との協定に基づく検査については、この要領に準じて検査を行うものとする。

【改定】

(検査の立会い)

第7条 検査を実施するときは、受注者（法人の場合にあっては、その代表者。以下同じ。）又は管理技術者のほか、照査技術者を選定している場合は原則として照査技術者を、立ち合わせるものとする。なお、立ち会いには、Web会議システム等による遠隔臨場での実施を含むものとする。

(検査の方法)

第8条 検査員は、委託業務の成果を対象とし、委託業務の契約書及び設計図書（別冊の図面、仕様書、数量総括表、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に基づき成果物が適正なものとなっているかを、厳正かつ公平に検査を行わなければならない。

(検査結果の処理)

第9条 検査結果の処理は、次のように行うものとする。

(1) 発注者が検査員を任命した場合

検査員は、検査調書（様式第5号）（契約事務規則第16条の規定による（第3号様式（その4）（第16条関係）に準じる様式）を発注者に交付するものとする。

(2) 工事検査室長が検査員を任命した場合

前項の規定による検査調書等の交付について、工事検査室長を経由して行うものとする。

(修補完了の検査)

第10条 土木約款第31条第5項又は建築約款第36条第5項に規定する修補の完了に係る検査については、第7条から前条までの規定を準用する。

(検査の復命)

第11条 検査員は、第9条の規定により検査調書を交付したとき又は前条の規定において準用する第9条第1項の規定により検査調書を交付したときは、速やかに検査を命じた発注者等へ次のとおり復命するものとする。

(1) 発注者への復命は、検査調書の交付により行う

(2) 工事検査室長への復命は、第9条第2項の処理を行うため、工事検査室長への決裁を求めることにより復命するものとする。

(部外との協定に基づく検査)

第12条 部外との協定に基づく検査については、この要領に準じて検査を行うものとする。

【現行】

（帳簿の保管）

第13条 工事検査室長等は、次の各号に掲げる帳簿を備え常時記録を明らかにし、保管するものとする。

- （1）委託業務検査台帳（第4号様式）
- （2）その他必要な書類

附 則

この要領は、平成21年4月1日以降検査する土木設計等委託業務について適用する。
（平成21年3月31日工検第699号）

附 則

この要領は、平成25年4月1日以降検査する土木設計等委託業務について適用する。
（平成25年3月19日工検第988号）

附 則

この要領は、平成31年4月1日以降検査する土木設計等委託業務について適用する。
（平成31年3月22日工検第887号）

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和5年6月16日以降検査する土木設計等委託業務について適用する。
（経過措置）
- 2 この要綱で定められた様式について、公共事業総合支援システム及び農業農村整備事業管理システム、林業水産土木事業総合システムの整備までの間、従前の様式等を使用することとする。
（令和5年6月16日工検第73号）

【改定】

（帳簿の保管）

第13条 発注者等は、次の各号に掲げる帳簿を備え常時記録を明らかにし、保管するものとする。

- （1）委託業務検査台帳（第4号様式）
- （2）その他必要な書類

附 則

この要領は、平成21年4月1日以降検査する土木設計等委託業務について適用する。
（平成21年3月31日工検第699号）

附 則

この要領は、平成25年4月1日以降検査する土木設計等委託業務について適用する。
（平成25年3月19日工検第988号）

附 則

この要領は、平成31年4月1日以降検査する土木設計等委託業務について適用する。
（平成31年3月22日工検第887号）

附 則

この要領は、令和5年6月16日以降検査する土木設計等委託業務について適用する。
（令和5年6月16日工検第73号）

附 則

この要領は、令和8年2月2日以降検査する土木設計等委託業務について適用する。
（令和8年2月2日工検第683号）

【現行】

様式第1号（第4条関係）

委託業務完了（指定部分に係る完了・契約解除に伴う）検査要求書

委託業務 の 名 称			
委 託 業 務 場 所			
業 務 委 託 料	¥ ー		
履 行 期 間	自 年 月 日 至 年 月 日		
完 了 年 月 日	年 月 日		
受 注 者 商 号 又 は 名 称 代 表 者 氏 名			
設 計 概 要	工 種 名	数 量	単 位

上記の委託業務の検査を要求します。

年 月 日

（発注者）

工事検査室長 殿

検査希望日	年 月 日
調 査 職 員 職 氏 名	

【改定】

※改定なし

様式第1号（第4条関係）

委託業務完了（指定部分に係る完了・契約解除に伴う）検査要求書

委託業務 の 名 称			
委 託 業 務 場 所			
業 務 委 託 料	¥ ー		
履 行 期 間	自 年 月 日 至 年 月 日		
完 了 年 月 日	年 月 日		
受 注 者 商 号 又 は 名 称 代 表 者 氏 名			
設 計 概 要	工 種 名	数 量	単 位

上記の委託業務の検査を要求します。

年 月 日

（発注者）

工事検査室長 殿

検査希望日	年 月 日
調 査 職 員 職 氏 名	

【現行】

様式第 2 号（第 4 条関係）

命 令 書

委 託 業 務 の 名 称					
委 託 業 務 場 所					
業 務 委 託 料	¥ —				
履 行 期 間	自	年	月	日	
	至	年	月	日	
完 了 年 月 日	年 月 日				
受 注 者 商 号 又 は 名 称 代 表 者 氏 名					

上記の（委託業務完了・指定部に係る完了・契約解除に伴う）検査を

に命ずる。

年 月 日

工事検査室長

【改定】

※改定なし

様式第 2 号（第 4 条関係）

命 令 書

委 託 業 務 の 名 称					
委 託 業 務 場 所					
業 務 委 託 料	¥ —				
履 行 期 間	自	年	月	日	
	至	年	月	日	
完 了 年 月 日	年 月 日				
受 注 者 商 号 又 は 名 称 代 表 者 氏 名					

上記の（委託業務完了・指定部に係る完了・契約解除に伴う）検査を

に命ずる。

年 月 日

工事検査室長

【現行】

【改定】

様式第3号（第11条関係）

年度 委 託 業 務 検 査 復 命 書

検査期間： 年 月 日 ～ 年 月 日 年 月 日

上記の期間に下記のとおり委託業務検査を実施したので復命します。

検査員：

事 務 所 名	委 託 業 務 の 名 称	履 行 期 間	業務委託料	受 託 者	完 了 年 月 日	検査種別	備 考
				(上段：商号又は名称) (下段：代表者)	検 査 年 月 日		
		自	円				
		至					
		自	円				
		至					
		自	円				
		至					
		自	円				
		至					
		自	円				
		至					
		自	円				
		至					
		自	円				
		至					
		自	円				
		至					
		自	円				
		至					

廃止

【現行】

様式第4号（第13条関係）

委託業務検査台帳（完了・指定部分に係る完了・契約解除に伴う）

委託業務 の名称				検査回数	
委託業務 場					
担当事業課			担当事務所		
検査年月日	年 月 日		立 調 職 会 人	調査職員 氏名	
検査員 氏名				受注者氏名	
最終設計委託業務額	¥	—		商 又 は 名 称	
最終業務委託料	¥	—			
調査職員 氏名			代表者氏名		
履行期間	年 月 日 から 年 月 日 まで		管理技術者		
評定点	点		完了年月日	年 月 日	
設 計 概 要			検 査 記 事		
工種名 数量 単位					

【改定】

※改定なし

様式第4号（第13条関係）

委託業務検査台帳（完了・指定部分に係る完了・契約解除に伴う）

委託業務 の名称				検査回数	
委託業務 場					
担当事業課			担当事務所		
検査年月日	年 月 日		立 調 職 会 人	調査職員 氏名	
検査員 氏名				受注者氏名	
最終設計委託業務額	¥	—		商 又 は 名 称	
最終業務委託料	¥	—			
調査職員 氏名			代表者氏名		
履行期間	年 月 日 から 年 月 日 まで		管理技術者		
評定点	点		完了年月日	年 月 日	
設 計 概 要			検 査 記 事		
工種名 数量 単位					

【現行】

様式第5号（第9条関係）

委託業務完了(指定部分に係る完了・契約解除に伴う)検査調書

委託業務の名称

認定業種名

納入場所

履行期限 年 月 日

完了年月日 年 月 日

受注者 商号又は名称 代表者氏名			
検査員職氏名		立会人氏名	
検査年月日	年 月 日		
最終設計業務委託額	¥	—	
最終業務委託料	¥	—	
設計概要			
実施		完成	
検査所見			

上記のとおり検査しました。

年 月 日

検査員職氏名

殿

【改定】

※改定なし

様式第5号（第9条関係）

委託業務完了(指定部分に係る完了・契約解除に伴う)検査調書

委託業務の名称

認定業種名

納入場所

履行期限 年 月 日

完了年月日 年 月 日

受注者 商号又は名称 代表者氏名			
検査員職氏名		立会人氏名	
検査年月日	年 月 日		
最終設計業務委託額	¥	—	
最終業務委託料	¥	—	
設計概要			
実施		完成	
検査所見			

上記のとおり検査しました。

年 月 日

検査員職氏名

殿